

次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針見直し案の概要 (H26.7.7 厚労省事務連絡より)

福島県子育て支援課

○計画期間

前期計画は平成 27 年度～31 年度、後期計画は平成 32 年度～36 年度

○他の計画との関係

調和を保つべき他法に基づく自治体が策定する計画として、児童福祉法に基づく保育計画を削除、子ども・子育て支援法に基づく計画及び子どもの貧困対策計画を追加

○子ども・子育て支援法との関係を追加

- ・従来保育サービスや子育て支援事業の推進について次世代法が果たしてきた役割・機能は恒久法である子ども・子育て支援法に引き継ぐ。
- ・策定義務が任意化された次世代法による行動計画については、子ども・子育て支援新制度による計画と一体的に策定することも可能であるほか、内容が重複する部分は、新制度による計画に基づき給付や事業を実施する旨を記載しても可。

○放課後子ども総合プランの内容を追加

- ・放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施
- ・放課後児童クラブ・放課後子供教室に従事する者等の確保及び質の向上
- ・地域の実情に応じた研修実施方法等、教育委員会と福祉部局の連携

○健やか親子 2 1（第二次）の内容を追加

- ・妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- ・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ・子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

○地域における人材養成

- ・子ども・子育て支援新制度において、子育て支援事業従事者等人材の確保と資質の向上は都道府県の責務
- ・地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦等を中心とした人材の養成など、地域人材の効果的な活用

○結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

- ・各自の結婚・妊娠・出産に関する希望の実現のため、ライフステージの各段階や地域の実情に応じたきめ細かい支援の展開